

## 令和元年度「いか」の輸入割当てについて（追加）（案）

上記の件について、下記により輸入割当てを行います。

### 記

#### 【注意】

- ・ 本輸入発表は、令和元年度「いか」の輸入発表（令和2年2月28日付け輸入発表第19号をいう。以下同じ。）の追加割当てです。
- ・ 申請受付日等につきましては、令和元年度「いか」の輸入発表において通知します。
- ・ 本輸入割当ては、原則として対外決済を伴う場合を対象としております。本邦から無償で輸出し、委託加工契約により加工した輸入貨物については、「特殊事由による貨物の輸入について」（輸入注意事項55第90号）に基づく申請手続をしてください。
- ・ 申請書類の提出時に、書類の審査を行いますので、申請内容を十分理解した方が御来省ください。なお、郵送による申請は原則として認められません。
- ・ 書類審査においては、申請書類を持参する者の本人確認を行いますので、申請書類を持参する方は、令和元年度「いか」の輸入発表の別紙様式6に従い作成した書類1通及び本人を確認できる書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等。名刺は不可。）を併せて御用意ください。  
なお、申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となりますので、十分御注意ください。
- ・ 保税地域内での水産物輸入割当品目の売買行為は、「輸入割当て枠貸し」防止の観点から、原則として認めていません。（認められる場合については、次のアドレスに掲載されたPDFファイルを御参照ください。）  
[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/import/2006/20060714\\_111\\_im.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/import/2006/20060714_111_im.pdf)

### 目次

1	輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位	3
2	輸入割当方式及び輸入割当限度数量	3
3	原産地	3
4	申請受付期間及び受付場所（電子申請手続の申請受付期間については6を参照のこと）	3
	（1） 商社割当てA1（実績割当て）	3
	（2） 需要者割当て	3
	（3） 漁業者割当て	3
5	申請者の資格及び申請手続等	3

(1) 商社割当てA 1 (実績割当て) .....	3
(2) 需要者割当て.....	3
(3) 漁業者割当て.....	3
<b>6 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続.....</b>	<b>3</b>
(1) 申請時に必要となる情報.....	4
(2) 申請受付期間.....	4
(3) 添付書類.....	4
(4) その他.....	4
<b>7 本輸入発表に関する問合せ先 .....</b>	<b>5</b>
<b>(別表) 原産地一覧表.....</b>	<b>6</b>

## 1 輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位

実行関税率表の番号等	商 品 名	申請に用いる数量単位
03・07	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵及び塩水づけのいか	キログラム

## 2 輸入割当方式及び輸入割当限度数量

輸 入 割 当 方 式	輸入割当限度数量(メトリック・トン)
商社割当てA1(実績割当て)	6,500
需要者割当て	7,400
漁業者割当て	1,100
計	15,000

## 3 原産地

本輸入発表に基づき輸入することができる国又は地域は別表のとおりとする。

## 4 申請受付期間及び受付場所(電子申請手続の申請受付期間については6を参照のこと。)

- (1) 商社割当てA1(実績割当て)  
申請受付日及び受付場所は、令和元年度「いか」の輸入発表において通知
- (2) 需要者割当て  
申請受付日及び受付場所は、令和元年度「いか」の輸入発表において通知
- (3) 漁業者割当て  
申請受付日及び受付場所は、令和元年度「いか」の輸入発表において通知

## 5 申請者の資格及び申請手続等

- (1) 商社割当てA1(実績割当て)  
申請者の資格、申請書類及び割当基準等については、令和元年度「いか」の輸入発表において通知
- (2) 需要者割当て  
申請者の資格、申請書類及び割当基準等については、令和元年度「いか」の輸入発表において通知。  
水産庁長官からの発注限度内示書の交付については、令和2年2月28日に発表が予定される「令和元年度「いか」(追加)需要者割当て発注限度内示書発給要領」に定めるところによる。
- (3) 漁業者割当て  
申請者の資格、申請書類及び割当基準等については、令和元年度「いか」の輸入発表において通知

## 6 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

電子申請を行う場合には、輸入貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第77号。以下「輸入規則」という。)の規定による「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」(平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号。以下「運用通達」という。)及び「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」(平成22年2月16日付け平成22・02・04貿局第2号・輸出注意事項22第

4号・輸入注意事項2第5号)の規定を準用すること。

なお、この場合においては、以下に注意すること。

(1) 申請時に必要となる情報

① 品目コード

CS

② 申請受付窓口及び申請部署コード

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室 SAE

(2) 申請受付期間

① 商社割当てA1(実績割当て)

申請受付日は、令和元年度「いか」の輸入発表において通知

② 需要者割当て

申請受付日は、令和元年度「いか」の輸入発表において通知

③ 漁業者割当て

申請受付日は、令和元年度「いか」の輸入発表において通知

(注1) 申請データの経済産業省への到着が平日の午後3時30分を過ぎた場合は、その日の申請とはみなさず、翌営業日から申請データの確認を行うものとする。

(注2) 申請受付最終日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとする。

(3) 添付書類

電子申請を行う場合の添付書類は、令和元年度「いか」の輸入発表において通知する。

(4) その他

新たに電子申請を行うことを希望する者は、「特定手続等に係る申請者の届出について」(平成12年3月23日付け平成12・03・15貿局第2号・輸出注意事項12第12号・輸入注意事項第12第7号)に従い、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社からNACCS利用者IDを取得した上で、次の窓口に必要な届出を行うこと。

<電子申請届出受付窓口>

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課 電子化・効率化推進室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

e-mail: qqfcbj@meti.go.jp

ホームページ:

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/05\\_naccs/naccs.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html)

## 7 本輸入発表に関する問合せ先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室（水産班）

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03（3501）0532

電話対応時間

9：30～17：00（12：00～13：00を除く。）

（ただし、行政機関の休日を除く。）

ホームページ：

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/03\\_import/04\\_suisan/importquota.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/importquota.html)

(別表)

## 原産地一覧表

(アジア州)

アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラン、インド、インドネシア、オマーン、カンボジア、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、大韓民国、中華人民共和国、トルコ、日本、バーレーン、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ヨルダン、香港、マカオ

(ヨーロッパ州)

アイスランド、アイルランド、アルバニア、イタリア、英国、エストニア、オランダ、キプロス、ギリシャ、ジョージア、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、フェロー諸島

(北アメリカ州)

アメリカ合衆国、アンティグア・バーブーダ、エルサルバドル、カナダ、グアテマラ、グリーンランド、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バルバドス、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ

(南アメリカ州)

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、キューバ、コロンビア、スリナム、チリ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、フォークランド諸島、仏領ギアナ

(アフリカ州)

アンゴラ、エジプト、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、ジブチ、セネガル、タンザニア、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ブルキナファソ、ベナン、マダガスカル、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ

(大洋州)

オーストラリア、キリバス、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア、北マリアナ諸島(米)、グアム(米)、クック、その他のオーストラリア領、トケラウ諸島、ニウエ、ニューカレドニア(仏)、仏領オセアニア、仏領ポリネシア、米領オセアニア、米領サモア